注９　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第３位を四捨五入し小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456％の場合は19.9994％まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

| 区　　分 | | | 株式数(株) | 議決権の数(個) |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式(A) | 無議決権株式(B) | | | |
| | 議決権制限株式(C) | | | |
| | 完全議決権株式 | 自己保有株式(D) | | |
| | | 相互保有株式(E) | | |
| | | 特定外国株式(F) | | |
| | | その他(G) | | |
| | 単元未満株式(H) | | | |
| 総数(I) | | | | |
| 備考 | | １単元の株式数 | | |

（注１）　最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の状況について記載すること。

（注２）　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注３）　(B)の欄は、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第１項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

（注４）　(C)の欄は、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

（注５）　(D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

［新設］